

朝鮮民主主義人民共和国1998年憲法改正と人民経済計画法

三 村 光 弘 (大阪大学・大学院)

はじめに

1980年代の後半、ソ連・東欧の崩壊により、朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国とする）は社会主義市場を失った。共和国は1984年に合弁法を制定し、資本主義諸国を含めた世界各国から直接投資を導入できる条件を整備し始めていた。しかし、当時は1984年の金日成のソ連・東欧訪問により取り付けた援助を基本として経済建設を行う選択を行い、対外経済関係の軸は依然として社会主義諸国に限定されていた。共和国はこれらの条約締結後わずか5年の内に起こる激変を予測できず、自らの経済的命脈を社会主義市場に依存していた。このため、共和国は1980年代には世界市場に参入するという選択はせず、1989年の時点で、共和国は貿易の約6割がソ連とのものであった²⁾。社会主義市場がなくなっはじめて、共和国は世界市場へ参入する決断をしたといえる。

世界市場への参入には非常に消極的であった共和国であるが、1990年代に入ってから1990年の民法制定、1991年末の羅津・先鋒自由経済貿易地帯の設置、1992年の憲法改正、その後の外国人投資法制定など世界市場に適合的な法体系への模索が始まり³⁾、1993年末には朝鮮労働党が農業、軽工業、貿易を優先し、輸入代替的な経済政策を変更する新経済戦略を決定⁴⁾するなど、世界市場への参加体制を整備する試みが行われた。しかし、この期間には洪水や干ばつなどによって食糧不足が深刻化するなど、さまざまな困難が存在した⁵⁾。

1998年憲法改正では、経済関連の条文が多数改正され、対外経済関係の促進と国内経済における実利の重視が明確になり⁶⁾、韓国では、対外開放路線が維持さ

れるだけでなく、国内の経済改革が行われるのではないかという期待がもたれた⁷⁾。

しかし、5年ぶりの国家予算発表が行われた1999年4月の最高人民会議第10期第2回会議で採択された人民経済計画法では、国家経済の基礎を「生産手段に対する社会主義的所有に基づいている計画経済である」（第2条）と規定しており、共和国の経済運営の手法に大きな変化がないことが明らかになった。また、憲法改正と関連して行われた1999年3月の対外経済関係法の改正では、外国側が事業を行うことのできる範囲が原則として羅津・先鋒経済貿易地帯内に限定されたとの報道が行われた⁸⁾。

本稿ではまず、このようなダイナミックな社会変動があった時期に、法が共和国の社会運営においてどのような機能を持っていたのかを明らかにする。そして、その成果をふまえた上で、1998年憲法改正以降、人民経済計画法の立法などを通じて、共和国が何を行おうとしているのか、また何をしようのかを法の視点から明らかにしたい。

なお、本稿で取り扱う法とは、日本で日常的に考えられているような、行政府や立法府から独立した裁判所の司法判断が最終的な決定となるという近代法イメージに必ずしも合致するわけではない。日本においても、民法や商法などのように制定法がその文面通り実施されていない例には枚挙に遑がない⁹⁾、重要な政策決定が司法審査の手の届かない行政裁量を通じてなされ、その実行は、行政指導を通じて行われるという事実がある¹⁰⁾、だからといって日本で法が機能していないとは誰も考えない。すべての問題を立法や行政から独立した裁判所で処理するという近代法の

[キーワードズ]

朝鮮民主主義人民共和国、人民経済計画法、憲法、社会規制、改革開放

理想型に妥当しないとしても、その社会に法が存在しないとはいえないのである。このような広い法の捉え方をした上で、注意深く観察すれば、この時期の共和国にも法は依然として存在し、社会運営に一定の役割を果たしてきたといえるのである。

1. 1980年代後半の共和国の社会運営における法の機能—1972年憲法体制下での法の位置

1980年代後半は、第1章でも述べたとおり、社会主義国の崩壊という、共和国をとりまく国際環境に劇的な変化が起こった時期であった。その変化に対応して共和国は社会主義市場への依存をやめ、自らを世界市場の中に位置づけ、その中で競争力強化を模索するようになったといえる。今日の現実を見るかぎり、共和国が世界市場の中で大きな競争力を持ちえるようになったとはいえないが、このような認識の変化が、1991年の羅津・先鋒自由経済貿易地帯の設立、1992年の憲法改正へとつながる変化を生み出したといえることができる。

本節では、共和国の1980年代末の共和国の対外経済関係に対する認識の変化と羅津・先鋒自由経済貿易地帯の設置との関係とその中で法の機能について考えてみたい。

共和国は1984年合弁法制定後も、対外経済関係の機軸を社会主義国においていたが、1980年代後半に入って、この認識に大きな変化が見られるようになった。まず、対外経済関係の性格について見てみると、1988年に当時の共和国副総理の鄭松南が労働党機関誌『勤労者』に掲載した論文によれば、その原則として「自力更正の原則を守りつつ」¹¹⁾という大原則の下ではあるが、「対外経済関係を発展させてこそ、既存の自立的な民族経済の大きな潜在力を全面的に発揮させ、自立経済の技術装備を先進水準に引き上げる闘争を一層成功裡に進めることができる」¹²⁾と経済の活性化に対外経済関係の発展が不可欠であるとの認識を持っている。1984年の合弁法制定を境にして、社会主義国間の国際分業を部分的にはあるが認めるようになっていく点で、共和国の自立的民族経済建設理論はそれ以前

と若干異なったものとなっていた。

しかし、社会主義諸国との関係を第一義的に考えるという姿勢は、ソ連・東欧の崩壊が現実のものになるまで変化はなかった¹³⁾。ただし、鄭松南も指摘しているとおり、この段階での社会主義国との対外経済交流は1980年代に入り、「貿易多角化」の一環として発展途上国との経済交流を重視する政策を打ち出してきたことと関係し、「社会主義諸国をはじめ」とした「世界各国」との貿易の中で「依然として」重要なのであって、以前のように唯一の対象として考えられているわけではない。共和国は、社会主義諸国に次ぐ貿易対象として、非同盟諸国を中心とする発展途上国を重要視しはじめた¹⁴⁾。発展途上国間との経済協力は貿易だけでなく、「発展途上諸国が集団的自力更正の原則で、技術がある国は技術を提供し、原料がある国は原料を提供し、資金がある国は資金を提供して活発に相互交流を行い、双務的かつ多務的に合併と合作を行うべきである。」¹⁵⁾としている。また、「わが国の自主権を尊重し、わが国に友好的に接する資本主義諸国とも合併と合作を実現することができる。これは、社会主義経済建設に大きく役立つばかりでなく、資本主義諸国との関係改善にも有利な条件を作り出す。」¹⁶⁾と、資本主義国との経済交流をも視野に入れている。このような発言は、1984年合弁法制定以前には見られなかった。当時、共和国対外経済委員会委員長兼貿易部長であった金達玄も『勤労者』のなかで、「わが国の自主性を尊重し、わが国を友好的に接する世界の様々な資本主義諸国とも平等と互惠の原則で通商交流と合併などの経済関係を広く発展させて行かねばならない。」¹⁷⁾と指摘している。自力更正を経済の基本としながらも「世界各国との経済交流と協調を拡大発展させることは、朝鮮労働党と共和国政府の一貫した対外経済政策である。」(第1条)と宣言した1984年合弁法の存在がこのような認識を可能にしたといえる。しかし、共和国が資本主義国との経済関係を含めた本格的な対外開放を行うには、ソ連・東欧の崩壊を待たなければならなかった。この一因として1972年憲法が持つプロレタリア国際主義原則¹⁸⁾があげられる。1972年憲法体制下の共

共和国において、経済関係を含む対外関係は社会主義国が基軸であり、社会主義国崩壊を予想して、経済関係を資本主義国を中心とする世界市場にシフトすることは社会主義諸国との団結を損なうことであり、共和国の経済的利益を損なうだけでなく、憲法規定上も許されないことだったのである¹⁹⁾。そうであればこそ、東欧諸国が韓国との国交を次々に樹立していったとき、共和国はその行為が社会主義への背信行為であると非難したのである²⁰⁾。

しかし、ソ連・東欧の崩壊が現実のものとなったとき、共和国は事態にどのように対応したのであろうか。1991年9月、当時の共和国貿易部副部長であった韓鉄吉が『勤労者』に掲載した論文から、特に原料・燃料・資材の不足が深刻化している様子²¹⁾がわかる。この論文から社会主義市場崩壊により、経済運営に大きな支障が出ていることが読みとることができる²²⁾。

ソ連・東欧をはじめとする社会主義国の崩壊が決定的になった時に「ソ連・東欧で社会主義が挫折して資本主義が復帰したため、国家間の貿易関係にも少なからぬ変化が生まれた。」²³⁾として、対外経済関係を結ぶ対象は社会主義市場ではなく、世界市場であるとし、その上で「今日、国際市場で繰り広げられている熾烈な貿易競争は、商品の価格と品質にたいする競争である。したがって、世界的レベルで品質が保証された商品を大量に生産して輸出することは、貿易関係を発展させるための先決条件となる。」²⁴⁾と指摘する論文が党機関誌に発表された。しかし、社会主義市場から世界市場への移行がスムーズに進んだわけではない。この時期の経済学のある論文の中では、「貿易は何よりも相互性を持っている。」²⁵⁾「平等な関係は取引双方が同じ権利と義務を負うことを要求し、他方を一方的に助ける義務はない。」²⁶⁾と指摘している。このことは、社会主義市場と世界市場の差異が、共和国内部に大きなとまどいを生んでいることを示している。この例として、階級的兄弟国同士による商品交換であった社会主義国との対外経済交流と、世界市場における対外経済関係の違いを「対外経済関係は、国家間、民族間の利害関係の相互性に基づいており、利害関係の相

互性が保障されてこそ、経済的協力関係が強化される。」²⁷⁾のように認識していることがあげられる。共和国において貿易とは長らく、市場での競争を意味するものではなく、社会主義市場を相手にした援助的性格を持ったものであった。このため、共和国は世界市場参入に対する準備がほとんどないまま、社会主義市場の崩壊によって、世界市場へと放り出されたといえるだろう。このため、国内の認識が現状についていけない事態も生じた²⁸⁾。共和国の世界市場への参入は、十分な準備ができたとは到底いえない状況から出発した。

このような深刻な状況の中で、1991年12月共和国政務院は羅津・先鋒自由経済貿易地帯を設置する政務院決定を公布した。これは1984年合弁法体制では想定していなかった経済特区の設置であり、同時にこれはプロレタリア国際主義原則を対外関係の基本理念としている1972年憲法の性格とは相反する、資本主義国との経済関係強化を目的としたものであるといえよう。羅津・先鋒自由経済貿易地帯設置は、単なる経済特区の成立としてではなく、共和国が世界市場に参入することを決定した大きな政策転換の表れとしてとらえるべきものである。では、なぜこのような重大な決定が経済分野の基本法の制定としてではなく、一政令として出されたのだろうか。その理由はいくつか考えられるが、主要なものとして次の3点があげられるだろう。まず第1に激動する状況の中で、最高人民会議あるいはその常任委員会での立法を待っているを行っている時間的余裕がなかったこと。第2に自由経済貿易地帯法、あるいは経済構造改革法などを立法するとなれば、国家の基本理念の変更問題として、憲法改正に行き着くような大論争を引き起こすことが懸念されたこと。そうすれば機動的な政策変更は当分不可能になるためである。第3に、共和国が中国の例を参考にしたことが考えられる。中国は改革開放の開始以来、保守派と改革派の確執の中で、常に状況を先行させ、後戻りできなくなった段階で事実を迫認させるという現状追認型の改革を行ってきたが、共和国においても、同様の手法をとったと考えることができよう。

社会主義市場の崩壊から、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の設置までに共和国を取り巻く環境は激変した。その中で共和国は国家政策の変更を制定法で行いはしなかった。しかし、同時期に法が社会で全く機能しなかったかというそうではない。前述したように、自由経済貿易地帯設置の政務院決定は1972年憲法第112条に規定された政務院の職権であるし、「国家の人民経済発展計画を作成し、実行対策を樹立する」ことは同憲法第109条第3号に規定されている。この点で、1972年憲法の想定した範囲を大きく超える自由経済貿易地帯の設置でさえ、1972年憲法の枠内で行われたことであると考えられる。共和国の内政においては金日成の指導性が際だっていたし、政策変更の際に制定法を立法するなどの方法はとらないにしても、前者は1972年憲法で中央人民委員会制度として確立されていたし、後者についても、政務院は憲法規定を無視して決定を行ったわけではない。このように、共和国の社会が社会主義市場崩壊という荒波をくぐっていたときでさえ、西欧諸国とは異なった形であれ、共和国では法は一定の社会規制機能を果たしていたと考えることができる。

以上のように、共和国が社会主義市場から世界市場への転換を迫られた1980年代末から1990年代始めの時期の共和国の法を、制定法とその司法的実践という点から見れば目立った動きはない。しかし、共和国の社会を、法律による社会規制を憲法規定など大枠の規定に限定し、政策決定やその実行の現場では政治的判断を優先するというシステムをとっている社会であると考えれば、そのようなシステムが憲法に規定されていることをもって、共和国には法による社会規制が存在すると考えることができるだろう。そのシステムは近代法の原則に妥当しないかもしれないが、冒頭にも書いたように、法を広くとらえることにより、これを法と考えることができるだろう。また、社会主義市場崩壊までは社会主義市場の存在により、憲法のプロレタリア国際主義原則を貫くことが経済的な合理性につながっているという面も無視できない。1972年憲法体制は、社会主義市場の経済的なインセンティブと共に、

憲法のプロレタリア国際主義原則が共和国の社会に早期に世界市場への対応を整えようとする動きを阻害する方向で影響を与えた。

2. 1990年代以降の共和国の社会運営における法の機能

共和国は、1984年に合併法を制定したすぐあとには、中国のような経済特区は設置しないとの姿勢を明確にしていた。前述したとおり、1980年代中旬の共和国にとって、対外経済関係の対象は主に社会主義諸国であったので、経済特区のような資本主義的経営を特に推進する地域を設定する必要はなかったのである。しかし、社会主義市場の崩壊によって、世界市場に参入せざるを得なくなった共和国は、1991年末政務院決定によって、羅津・先鋒自由経済貿易地帯を設立した。この自由経済貿易地帯とは、中国の経済特区と全く同じ概念ではないが、社会主義国の国内において外国資本の投資を受け入れ、資本主義的経営を許容するという点では共通している。しかし、この時点で羅津・先鋒自由経済貿易地帯を運営していく法体系はないばかりか、1972年憲法の規定では、このような地帯が存在すること自体が予定されていなかった。それだけではなく、1972年憲法は冷戦下のソ連・東欧を中心とする社会主義諸国が存在し、そこからの援助が期待できる条件を基礎に制定された社会主義憲法であったため、資本主義諸国との経済関係を含めた友好関係の樹立も予定されていなかった²⁹⁾。従来、共和国では、法は優れて綱領的な性格を持ち、実際の政策決定にはその時々政治的判断を優先する手法をとってきた。しかし、このような認識は国内あるいは党の関係で結ばれている社会主義諸国では受け入れられても、その他の諸国では受け入れられるとは限らない。特に、資本主義諸国との合併、合作などの対外経済関係においては、国家の方針を法の形で明らかにし、法に従って事業を行っていくことが要請される。このため、共和国はこの後、世界市場に参入するにあたり、法の形で国家の姿勢を明らかにする必要に迫られた。

1992年4月9日最高人民会議第9期第3回会議で採

択された1992年憲法では、南北間の経済関係を促進する立場から、韓国の存在を認め、社会主義体制を実行する範囲を北朝鮮に限定した。アメリカ軍の韓国駐留についてはこれに直接反対する規定を削除した³⁰。また、対外政策の基本理念を自主、平和、親善に置き、体制に関係なく、共和国を友好的に遇するすべての国家との友好関係を可能にする規定を置いた³¹。また、共和国の技術革新への期待を反映して技術革新に関して1972年憲法と比べて詳細な規定を置いている。また、共和国憲法史上初めて外国からの直接投資を推奨する規定を置いた³²。このように、1992年憲法は経済関係を中心とする対外関係を重視した点で、対外開放を宣言した憲法といえる。しかし、国内の政治・経済体制における改革はなされていないことが中国と比べて際だつ特徴である。第11条に「朝鮮民主主義人民共和国は、朝鮮労働党の領導の下ですべての活動を進行する。」が新設され、憲法をもって朝鮮労働党の優越的な地位を規定した。これは中国が党政分離を政治体制改革の柱として1982年憲法で本文「総綱」中で規定されていた党の指導の規定を全文へと移動させ、中国共産党を含むすべての政党に憲法遵守を義務づけたこと³³と比較すると、大きな違いがある。

1992年の憲法改正により、共和国では対外経済関係を推進する立法の基礎が準備された。1992年10月には外国人投資法が採択された。この外国人投資法は、1984年合弁法に代わる、外国からの直接投資全般を規定する法律である³⁴。この法律は第1条で「世界各国との経済協力を拡大発展させることは、朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。」として、憲法37条の規定を具体化している。この法律で特徴的なのは、「共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い、投資することができる」という規定であり、従来の1984年合弁法では不可能であった韓国からの投資をも可能にしているところにある。また、投資した財産を国有化したり、国家が接収しないという規定も設けている³⁵。これらの規定は、中国の関連法律と類似しており、国家による国有化、接収の禁止規定は中国の初期の法律にみられなかったものである。1993年1月には

自由経済貿易地帯法が制定され、1991年末の設置以来1年強でその法律的根拠を持つようになった。ここで特筆すべきことは、自由経済貿易地帯内においては、すべての活動が法と規定に従うとされていることである³⁶。これらの法律の制定を通じて、対外経済関係については法令によりその活動を規制する原則が成立した。もちろん、自由経済貿易地帯外での合弁・合作については、さまざまな制約が存在するが、法による社会規制を第一義的に規定した地域ができたことは、共和国の歴史上はじめてのことであり、かつ画期的なことである。

共和国は、この後1995年までの間に合作、合弁に関する法令の他に、民法、国籍法および民事訴訟法の改正、建設法、弁護士法、公証法、対外経済契約法、保険法および外国為替管理法の立法を行った。これらは経済活動に必要な一般的規定を持つ法律であり、共和国は1992年の憲法改正以来、法で社会規制を行う環境の整備に向かっている。この傾向は、対外経済関連分野に集中して起こっている現象であることから、国内的要因に直結したものではなく、米国、韓国、日本、中国、ロシアなどに向けた対外的なメッセージ性が高いと思われる³⁷。さらに、中国とは異なり、共和国の対外開放政策は国内の経済改革をとまなわない限定的な対外開放であることにも注意が必要である。しかし、共和国の社会規制の手段として、法がより重要になってきており、1972年憲法体制下とは異なり、共和国の政策方針が、かなり直接的に法に反映するようになってきたことは、共和国の社会で、社会規制の手段として法がより大きな力を持ってきたということは確かなことである。

共和国においては1990年代に入り、社会主義市場が崩壊して、経済が立ちゆかなくなりはじめて、世界市場への参加が検討され、本格的な対外経済開放と市場に適合的な法体系が模索され始めた。中国とは異なり、国内経済改革は行われなかったため、社会主義経済体制を堅持する国内の経済体制と対外経済開放を行う対外経済関係には齟齬が生じ、自由経済貿易地帯内での経済活動については、法による社会規制が行われ

るにしても、それ以外の地域では従来通りの体制が維持されることとなった。しかしながら、主要な分野における一般的規定を持った法律が立法される傾向は、対外経済分野に焦点を当てていると入っても、民法や民事訴訟法などは、その規定が国内全域に及んでおり、経済分野、特に対外経済関係に限っていえば、法が社会規制手段として第一義的なものになりつつあると考えるとよいだろう。別の表現でいえば、外国に対するアピールを目的とした法が、国内のさまざまな関係にも影響を与える可能性が生じてきた段階である、といえる。

1972年憲法体制下では、憲法改正後は、世界市場への参入を憲法に規定し、世界市場に適合的な法体系を整備させる方向に社会を牽引する作用を果たした。この結果、共和国には対外経済関係のみを規制する行政法規を含む法だけでなく、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法、弁護士法など、国内すべてに通用する立法が行われるようになった。これらの制定法は、国内的要因に直結して立法されたというよりは、対外的なアピール性の高いものである。しかし、法を通じて共和国を見たときに、以前よりもより明確にその社会像が見えてくるようになったという点で、日本で考えられている近代法の原則からは依然遠いところにあるとはいえ、共和国における法による社会規制が以前よりも見えやすくなってきたことは明らかである。

3. 1998年憲法改正、対外経済関係法規改正と人民経済計画法—実利重視と自由化・分権化阻止の相克

本節では、法によって国家の基本方針を表明するという性格を持つにいたった1992年憲法改正後の共和国の経済政策を概観し、この時期の法令がどのような要因に規定され、どのような社会運営を目指したものであるかを考察する。

1992年憲法改正後、共和国は対外経済関係を促進することをその政策として掲げるようになった。しかし、社会主義市場崩壊の影響は大きく、1993年までの第3次7カ年計画は、一部項目で計画数値を達成できない

ままに終了した。このような事態を受けて、1993年末の朝鮮労働党中央委員会総会では農業第一主義、軽工業第一主義、貿易第一主義のスローガンを掲げる新経済戦略が決定された³⁸⁾。

この新経済戦略は共和国建国以来の重工業中心の輸入代替型工業政策を見直す、経済政策の思い切った転換であった。この新しい経済政策の下で、農業では協同農場での分配をより小規模な生産単位の生産量に比例させたものにし、経済的刺激によって増産をはかる分組制改革、農民の自留地経営によって得た作物や、生産目標を超過したことによって割り当てられた余剰農産物を農民が直接販売できる農民市場における市場価格での農産物取引の許容など、初歩的な市場経済の導入がなされた³⁹⁾。工業分野では、軽工業重視、地方工業の育成が重視されており、国内経済へのカンフル剤として、国営企業の独立採算制の重視が強調されるようになった⁴⁰⁾。これと同時に、経済分野での政務院の機能強化が政策課題となった。1996年7月に『勤労者』に発表された論文で当時副総理の洪成南は「経済事業の政務院責任制、政務院中心制は、政務院が国家経済事業全般の把握にもとづいてすべての経済活動を作戦し、組織するだけでなく、経済事業で提起されるすべての問題を政務院に集中させ政務院の主管のもとで解決していくことになる。」とし⁴¹⁾、経済分野での政府の権限拡大と政府機能の強化を主張している。これは中国における党政分離と類似した動きである点で注目に値する問題である⁴²⁾。同時に、この論文では「機関本位主義は個人主義の変種であり、集団主義にもとづく社会主義社会では絶対に許容されてはならない。機関本位主義が許容され育てば、一定の期間の利益の範囲を超え、社会的に非社会主義的要素を扶植する温床として、社会主義経済制度を害する危険な毒素となる。」⁴³⁾という主張がなされており、独立採算制の強化が、経済の分権化へつながることを警戒している。対外経済関係では、1994年の米朝枠組み合意が、共和国の世界市場へのアクセスを容易にしたという事情もあり、より柔軟な政策展開を行うことができるようになったようである⁴⁴⁾。

新経済戦略にそって経済建設が行われた時期は、共和国での洪水や干ばつといった天災が多発し、食糧危機が報じられた時期と一致する。そのため、共和国は農民市場を通じた食糧供給を黙認せざるを得ない状況に追い込まれたといえる。また、工業分野でも中央の指令に従わない国営企業が存在したことが想像できよう。1998年憲法改正は、共和国内部での市場経済の浸透と国営企業の相対的独立という背景の中で行われた憲法改正であるといえる。

このような背景のもと、1998年9月5日最高人民会議第10期第1次会議で憲法が改正された。この憲法改正は統治機構の点では国家主席制度の廃止、1972年憲法以来の中央人民委員会制から内閣制への移行など、金日成の強力な指導体制を支えてきた諸制度の解体が大きな特徴である⁴⁵⁾。経済面では、所有制に関連した条文に変更が加えられ、個人所有の範囲の拡大、社会協同団体の所有範囲の拡大が行われた。また、经济管理原則では、第33条に第2項「国家は、经济管理で大安の事業体系の要求に即して独立採算制を実施し、原価、価格、収益性のような経済的テコを正しく利用するようにする。」との規定が新設された。国営企業の独立採算制が憲法規定として登場したのである。実利を重視する姿勢が見えるとともに、朝鮮労働党の政治的指導が絶対であるという原則は外してはならない点で、独立採算制の導入には慎重な姿勢を崩してはいない。対外経済関係では貿易を行う主体の拡大がなされ、「特殊経済地帯」(第37条)との概念が登場した。これは、羅津・先鋒自由経済貿易地帯を意味するだけでなく、今後それ以外の地域にも自由経済貿易地帯やその他の形態の経済特別地域を想定していると考えられる。また、地方においては、地方行政経済委員会が廃止され、地方人民委員会に統合された。これは地方経済の指導主体としての地方人民委員会の機能を高めるという見方もできるが、地方における経済指導機関が政治機関に統合されることにより、経済指導の相対的自主性を制限する作用があるとも考えられる。

この後、1999年2月26日には共和国最高人民会議常任委員会政令で自由経済貿易地帯法、外国人投資法、

外国人企業法、合作法、外国投資企業及び外国人税金法、外貨管理法、土地賃貸法、外国投資銀行法、合併法が改正された⁴⁶⁾。羅津・先鋒経済貿易地帯法の改正では、中央行政機関である内閣の指導が強化され、羅津・先鋒市当局の権限が削られているのが特徴である。(第10・11条) また、羅津・先鋒自由経済貿易地帯でのすべての活動を法により規制する旨の規定(旧法第6条)が「羅津・先鋒経済貿易地帯内の対外経済貿易活動は、この法と地帯管理法規により行う」(新法第6条)に変更されている。共和国の対外経済関係法の基本法といえる外国人投資法では、「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」が「海外朝鮮同胞」に変更された。(第5条) これにより、韓国企業が共和国で事業を行うときのカテゴリーは朝鮮同胞ではなく、「外国の法人または個人」(第2条)ということになる。しかし、韓国を「外国」というカテゴリーに入れることができるかは難しい問題であり、1999年の改正が韓国の企業や個人を規定の対象にしているのか、そうでないのかは不明である。また、1999年3月21日には内閣決定で1995年7月の自由経済貿易地帯中継荷主代理業務規定に改正が加えられた。この改正では、中継貿易については、羅津・先鋒市人民委員会が中央の指示を受けることなく、単独で事業を行うことができるとしており(第4条)、今まで全方位で投資を受け入れるとしてきた方針に変更が加えられている。

この後、1999年4月9日には最高人民会議第10期第2回会議で人民経済計画法が採択された。ここでは共和国経済の性格を「生産手段に対する社会主義的所有に基づいている計画経済である。」(第2条)であると、従来の社会主義経済政策を踏襲することを宣言している。また、「国家の中央集権的・統一的指導のもとに人民経済を管理、運営することは、朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。」(第3条)と中央への権限集中を原則としている。また、「国家は、人民経済計画事業に対する指導体系を正しく確立して指導、統制を強化するようにする。」(第42条)としており、計画作成の手続条項を除けば、中央統制の強化が規定の多くを占めている。実利を出すことの要請規定

(第6条)も存在し、実利の重視と中央統制の強化の双方が規定されている。このように人民経済計画法は、中央統制の強化を強調し、国营企業の経営自主権の強化には消極的であるにもかかわらず、実際の事業では実利を要求する内容となっており、この点で共和国の現在おかれている苦しい立場を投影する内容であるといえる。

1992年憲法改正後の共和国は、天災による食糧難などによって加速した実質的な市場経済の浸透と、それに対する中央統制の強化への動きが特徴的である。疲弊した経済を立て直すために、経済合理性を追求し、国营企業の独立採算制を強化しつつも⁴⁷⁾、中央のコントロールが効かなくなることに対する警戒心は依然強い⁴⁸⁾。

1992年憲法改正後の共和国は、法によって国家の基本方針を表明するという性格を基本的に保持して現在に至っている。1998年憲法は経済難の打開のために、国内における市場経済の萌芽を認めつつも、それが全面的に展開することは認めていない。対外経済関係法の改正は、経済の自由化、資本主義の風を警戒する国内経済との摩擦をさけるために、合弁・合作を含めた対外経済関係を羅津・先鋒経済貿易地帯に限定したものと考えられる。人民経済計画法の立法は、計画経済体制を国家経済体制の基軸におくことを再確認することにより、共和国経済の主軸である国营企業にこれ以上市場経済の要素が入り込まないようにする必要から行われたものであると考えられる。まとめて言えば、1998年憲法体制とその下で立法された人民経済計画法は、共和国に存在する市場経済の萌芽がそれ以上になることを抑えつつ、経済分野で実益を上げることによって経済の回復をはかろうという、共和国の苦心の産物なのである。

おわりに

—共和国における社会規制の手段としての法の今後

これまで見てきたように、共和国における法の社会規制手段としての機能は、1972年憲法体制では、体制

の大枠を規制する機能に限られ、その時々の方針を制定法の形で表すことはあまり行われなかった。しかし、1992年憲法改正後は、共和国が世界市場に参入することと関連して、特に外国との関係が深い対外経済関係法を中心として、国家の政策を法の形に表現し、実際の事業も法に基づいて行うという手法をとるようになった。

1998年憲法改正では、1992年憲法改正後の共和国における政治的変動だけではなく、市場経済の萌芽といった経済的な変動が、憲法規定の変更をはじめとして関係諸法令の改正へとつながった。続く1999年3月の対外経済関係法の改正と1999年4月の人民経済計画法の立法は、共和国がおかれた経済的に困難な状況の中で、経済的実利の追求と、中央によるコントロール強化という相反する政策目標を追求しなければならない現状を率直に反映したものとなっている。この点で、共和国の立法は、その時々共和国のおかれた実状をかなり具体的に反映するようになってきているといえる。逆に言えば、現在の共和国においては、法の規定を大きくはずれた事態が起こる可能性は、以前よりも少なくなったといえるだろう。

現行の1998年憲法は市場経済の萌芽を暗黙の前提にしているとはいうものの、それを国家の方針として許容してはいない。また、人民経済計画法の規定でも、実利の追求は強調しているものの、国营企業に対する経営自主権の全面的な付与が可能な条文にはなっていない。このような状況下で、共和国が現在のような法による社会規制を続けていくとすれば、このような矛盾を抱えながら、漸進的な「改革」「開放」への道を歩まざるをえなくなる。経済状況と憲法条項の齟齬をうめるといふ困難な状況に常に直面するという可能性は否定できない。

注

- 1) 大阪大学大学院法学研究科博士後期課程3年 <mimura@leda.law.osaka-u.ac.jp> URL: <http://www.law.osaka-u.ac.jp/~mimura/>
- 2) 小牧輝夫「北朝鮮の経済特区実験—自主方針下での市

- 場經濟限定利用」『アジア研トピックリポート』1996. 3、アジア經濟研究所、1996、1～2ページ。
- 3) 共和国における市場に適合的な法制度の建設については、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国における法の機能と限界—ソ連・東欧崩壊後を中心に—」『阪大法学』第47巻第6号172～174ページ参照。
- 4) 新經濟戰略の内容については拙稿 同上、221～222ページ参照。
- 5) 農業への被害は天災だけが理由ではなく、これまでの農業政策に問題があったという指摘もあるが、本稿では共和国の社会運営における法の機能についての考察を主目的とするため、この問題に関しては論じないこととする。
- 6) 1998年憲法改正の内容については、拙稿 前掲論文(注3)、230～235ページ参照。また、1992年憲法の第6章第7節に規定されていた地方行政經濟委員会が廃止され、地方人民委員会に一本化されるなど中央への権限集中を目指したと思われる条文改正が行われていることにも留意すべきである。
- 7) 韓国政府の反応としては『共同通信ニュース速報』1998年9月17日19時22分配信で「こうした変化に対して韓国の康仁徳統一相は「市場經濟の初歩的なことを導入した」と分析。丁世鉉統一省次官は「旧ソ連のゴルバチョフ時代初期や中国のトウ小平時代の開放初期の変化を北韓(北朝鮮)がみせている」と期待するとともに「結局北は改革・開放が不可避だ」と指摘した。」という報道がなされている。
- 8) 『朝鮮商工新聞』1999年9月23日付。
- 9) この問題については、さしあたり星野英一「民法の解釈のしかたとその背景(下)」『法学教室』97号、21～22ページを参照。
- 10) 中川文久「日本におけるインフォーマルな行政手法論—「行政指導は普遍的か?」についての試論—」『神戸法学雑誌』第48巻2号、443～539ページを参照。
- 11) 鄭松南「합영, 합작은 다른 나라들과의 경제협조관계를 발전시키는 중요한 형태」[合併、合作は諸外国との經濟協力関係を發展させる重要な形態]『근로자』[勤労者] 1988年11号、72～73ページ。
- 12) 鄭松南 同上(注9)、69ページ。
- 13) 「こんにち、党の主体的な合併、合作方針を貫徹する上で、重要なことは、社会主義諸国を始め世界各国との經濟協力関係を広く發展させることである。ここでは、社会主義諸国との合併、合作を行うことにまず留意すべきである。社会主義諸国との貿易を拡大、發展させて合併と合作を始め各種形態の經濟技術的な協力と交流を強化することは、わが党と共和国政府の對外經濟活動で依然として重要な位置を占めている。」同上、71～72ページ。
- 14) 「諸外国との合併と合作を進める上で、特に發展途上諸国との協力関係を發展させることが重要な問題として提起される。」「われわれは全ての非同盟諸国及び發展途上諸国と必要かつ可能な分野から經濟技術的な協力と交流を実現しつつ少しずつその幅を広げ、經濟協力関係を高い段階へ絶えず發展させるべきである。」同上、72ページ
- 15) 同上、71ページ。
- 16) 同上、72ページ。
- 17) 金達玄「대외무역을 발전시키는 것은 사회주의 경제 발전을 다그치기 위한 중요한 담보」[對外貿易の發展は社会主義經濟建設促進の重要な保障]『근로자』[勤労者] 1989年2号、64ページ。
- 18) 「国家は、マルクス・レーニン主義及びプロレタリア國際主義原則で社会主義国と団結し、帝國主義に反対する世界すべての国の人民たちと団結して、彼らの民族解放闘争及び革命闘争を積極的に支持声援する。」(1972年憲法第16条)。
- 19) 共和国は旧東欧社会主義国とは異なり、ソ連・東欧諸国の援助に經濟の相当部分を依存していた。社会主義国とりわけソ連との協力関係を維持することは、自国の經濟にとって原材料、生産財の供給および自国の製品を輸入してくれる市場確保の面でも有利であった。そのため、憲法のプロレタリア國際主義原則を原則的に守ることに対するインセンティブがあったと考えられる。この点で中国は、中ソ論争以降、ソ連に対する經濟的な依存を行うことが不可能になったため、共和国よりも早い段階で自らを世界市場に位置づける必要が生じた。このため、中国では政治では社会主義体制は維持しながらも、經濟では改革開放政策を採り、經濟の実態が常に憲法規定とは先行(あるいは矛盾)する状況を生みだした。
- 20) 『労働新聞』1988年9月19日付は、ハンガリーが韓国との国交樹立したことにふれ、社会主義への背信行為であるとして非難している。この記事は『月刊朝鮮資料』1988年10月号、54～58ページに日本語訳が掲載されている。なお、『月刊朝鮮資料』の同じ号には、金日成の朝鮮民主主義人民共和国創建40周年記念慶祝報告大会での演説「チュチェの革命的旗じるしを高く掲げ社会主義・共産主義偉業を完遂しよう」が掲載されている。
- 21) 「既存の經濟土台の効果的利用ならびに生産のハイレベルでの正常化を図る上で現在重要な問題は、原料、燃

- 料、資材を十分に保障することである。」韓銖吉「대외무역을 발전시키는것은 현시기 경제건설에서 나서는 절실한 요구」[對外貿易の發展は經濟建設における切実な今日的要求]『근로자』[勤勞者] 1991年4号、69ページ。
- 22) 「現時点对對外貿易を發展させることは、激変する情勢に主動的に対処して社会主義建設を力強く推し進める上で、特に切実な要求として提起されている。」同上、69ページ。
- 23) 李成大「對外經濟關係の發展をはかることは、朝鮮式社会主義を強化するための重要な保障」『근로자』[勤勞者] 1993年6月号（『月刊朝鮮資料』1993年9月号11ページ参照）。
- 24) 同上
- 25) 장상영 [チャンサンヨン]「대외무역에서 신용」[對外貿易における信用]『경제연구』[經濟研究] 1991年4号、48ページ。
- 26) 同上、48ページ。
- 27) 崔元哲「합영, 합작을 잘하는것은 대외경제관계발전의 중요요구」[合弁・合作は、對外經濟關係發展の重要な要求]『경제연구』[經濟研究] 1993年4号、18ページ。
- 28) 金達玄「對外貿易をいっそう擴大發展させるうえで重要なことは、また信用第一主義の原則を徹底的に守ることである。信用は對外貿易で生命であり、他国との貿易關係を發展させるための先決条件である。」としている。このように信用第一主義というスローガンで、納期の遵守、支払いの期限遵守など、契約にしたがって對外經濟活動を行う重要性が強調されている。金達玄「대외무역을 발전시키는것은 사회주의경제발전을 다그치기 위한 중요한 담보」[對外貿易の發展は社会主義經濟建設促進の重要な保障]『근로자』[勤勞者] 1989年2号、64ページ。
- 29) 例えば、1972年第16条第2項では「国家は、わが国を友好的に対するすべての国と完全な平等及び自主性、主権尊重及び内政不干渉、互惠の原則で国家的及び政治・經濟・文化的關係を結ぶ。」と規定されているものの、第3項では「国家は、マルクス・レーニン主義及びプロレタリア國際主義原則で社会主義国と団結し、帝國主義に反対する世界すべての国の人民たちと団結して、彼らの民族解放闘争及び革命闘争を積極的に支持声援する。」という規定を持っていた。また第5条では、「朝鮮民主主義人民共和国は、北半部で社会主義の完全な勝利を成し遂げ、全国的範圍で外勢をはねのけて民主主義的基礎の上で祖国を平和的に統一して完全な民族的獨立を達成するために闘争する。」と韓国でのアメリカ軍の駐留を憲法規定で否定していた。これではアメリカとの關係改善は不可能である。
- 30) 「朝鮮民主主義人民共和国は、北半部において人民政權を強化し、思想、技術、文化の三大革命を力強く推進し、社会主義の完全な勝利を成し遂げ、自主、平和統一、民族大団結の原則から祖国統一を実現するために闘争する。」(1992年憲法第9条)。
- 31) 「自主、平和、親善は、朝鮮民主主義人民共和国の對外政策の基本理念であり、對外活動の原則である。国家は、わが国を友好的に遇するすべての国家と、完全な平等及び自主性、相互尊重及び内政不干渉、互惠の原則において、国家的又は政治、經濟、文化的關係を結ぶ。国家は、自主性を擁護する世界人民と団結してあらゆる形態の侵略と内政干渉に反対し、国の自主権及び民族的、階級的解放を実現するためのすべての国の人民の闘争を積極的に支持、声援する。」(1992年憲法第17条)。
- 32) 「国家は、わが国の機關、企業所、団体及び外国の法人又は個人との企業合併及び合作を奨励する。」(1992年憲法第37条)。
- 33) 王叔文・韓延龍・畑中と夫編著『現代中国法概論』法律文化社、1989、64～65ページ。
- 34) 「本法は、外国投資家の投資を保障し、外国人投資企業を創設運営する一般原則と秩序を包括的に規制する。」(外国人投資法第2条第1項)。
- 35) 「外国人投資企業と外国投資家が投資した財産は、国有化したり、または国家が接収したりしない。やむを得ない事情により国有化または接収する場合には該当する補償を行う。」(外国人投資法第19条)。
- 36) 「自由經濟貿易地帯内でのすべての活動は、同地帯と関連した共和国の法と規定に従う。自由經濟貿易地帯と関連した法と規定に規制されていない事項は、共和国の当該法と規定に準じる。」(自由經濟貿易地帯法第6条)。
- 37) 共和国における法令の多くが国民に公表されていないことから、共和国の法律が条文通り機能しているとは考えにくい。共和国の法令の公開状況については、大内憲昭『朝鮮社会主義法の研究—チュチェの国家と法の理論—』八千代出版、1994のはしがきを参考にされたい。また、共和国と合併事業を行っている在日朝鮮人との間にも、法遵守に関連する問題が起こっているようである。
- 38) 新經濟戰略に基づく変化と1998年憲法改正の関連については、拙稿 前掲論文（注3）を参照されたい。
- 39) 新經濟戰略が農業分野に与えた影響については、拙稿

- 前掲論文（注3）、223～226ページ参照。
- 40) 新経済戦略が工業分野に与えた影響については、拙稿同上、226～227ページ参照。
- 41) 洪成南「政務院責任制、政務院中心制を強化して社会主義経済建設で新しい転換を起こそう」『勤労者』1996年7号（なお、本文は『月刊朝鮮資料』1996年7月号63～69ページの日本語訳より引用した）。
- 42) しかしながら、1998年憲法改正では、党と政府の分離を憲法規定をもって定めてはない。
- 43) 洪成南 前掲論文（注40）。
- 44) 新経済戦略が対外経済交流に与えた影響については、拙稿 前掲論文（注3）、228～229ページ参照。
- 45) 1998年憲法改正全体については、大内憲昭「朝鮮民主主義人民共和国の1998年憲法改正に関する若干の考察」『関東学院大学文学部1998年度紀要』第83号に簡単かつ明解な解説がなされている。経済関連分野については
- 拙稿 前掲論文（注3）、230～234ページ参照。
- 46) 『朝鮮商工新聞』1999年9月14日付。
- 47) 金正日は「チュチェの社会主義经济管理理論でしっかり武装しよう—創立45年を迎えた人民経済大学の教職員、学生に送った書簡（1991年7月1日）」で「独立採算制が集団主義原則を実現する経済的手段として服務するようにするためには、企業所に相対的独自性を与え、国家により多くの利益をもたらした企業所にいっそう高い評価を与える原則を正しく守らなければなりません。」と指摘し、国营企業の経営自主権が経済合理性を有することを認めている。『月刊朝鮮資料』1997年4月号、23ページ。
- 48) 同上、23ページ。「チュチェの社会主義经济管理理論が明らかにした物質的刺激は、あくまでも集団主義原則を実現するうえで服務する経済的手段です。」

DPRK's Amendment of the Constitution in 1998 and the 1999 Economy Planning Act

MIMURA Mitsuhiro (Doctoral candidate, Osaka Univ.)

In the late 1980s, after the breakdown of socialist economies incurred by the collapse of the former USSR and East European nations, DPRK finally decided to join the world market. After the establishment of the Rajin—Sonbong Free Economic Trade Zone (RSFETZ) in late 1991, DPRK amended in 1992 its constitution. This means that DPRK began adapting itself to the world market.

During this period of dynamic social fluctuation, the function of the law in DPRK dramatically changed. Compared to the former 1972 Socialist Constitution framework, where the law played a relatively limited role in establishing the outline of the government, the 1992 Constitution, declared that DPRK would open its

economy to capitalist countries. This made DPRK's legal system more visible from the outside, and a number of foreign investment related laws and regulations have been legislated.

This tendency was not changed in the 1998 amendment of the constitution. The new constitution, however, has two conflicting principles; namely, the continuance of an open—door policy and the refusal to reform the domestic economy. The 1999 Economy Planning Act is a law which is to focus on the latter. DPRK will undoubtedly explore the conflict between these two issues in the areas of law, politics, and economy.